

# こんなこと知っていますか?

4/1より障害者差別解消法が施行されています。この法律は障がいがあっても、誰もが分け隔てなくお互いを尊重して暮らしたり、働いたりできるように差別を解消して、皆が安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

この法律が禁止する差別とは?

## 【不当な差別的取扱い】

正当な理由なく、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり、制限したりすることは、不当な差別的取扱いになります。

## 【合理的配慮を行わないこと】

「合理的配慮」とは障がいのある人との人の人権が同じように保障されるとともに、社会生活において平等に参加できるよう、障がい特性や困り事に合わせて行われる配慮のことです。この「合理的配慮」を可能な限り提供することが事業所に求められ、それをしないことが差別にあたります。

### 代表的な 「合理的配慮」 の例

聞こえに困難がある方へは  
手話や筆談によるコミュニケーションをとる



移動に困難がある方へは  
段差がある場合に補助をする(車いすのキャスターを上げるなど)

指示・理解に困難がある方へは  
ゆっくりと短い言葉や文章で話しかけたり、  
イラストなど視覚的資料を用意して分かりやすく伝える

疲労・緊張しやすい方へは  
別室や休憩スペースを設ける

※これらは一例に過ぎず、障がいのある方の状況や目的により合理的配慮の内容や程度は変わります



◀石狩市の福祉推進に多大に貢献していることにより、市制施行20周年記念表彰されました。



場所・問合せ 石狩大地の会(花川南8-3 地域活動支援センターえみな内)  
☎ 77-6616

私たちがこんな活動をしています  
**石狩大地の会**



私たちはこんな活動をしています  
知的にハンディを持つ当事者による本人会です。平成13年3月に設立されました。自分たちでどんな活動をするか共に考え、取り組みをする中で、地域のお祭りに出店したり、全道の仲間たちと交流したりしています。平成24年には「いしかりさあち」という石狩市に住む障がいのある方やそのご家族、周囲の方々が地域でより暮らしやすくなるための冊子の作成に携わりました。

# 例ええば視覚に障がいのある人を見かけたら

このポーズの意味、分かりますか？



盲導犬を見かけたこと、ありますか？

盲導犬はペットではありません。目の見えない人・見えにくい人が行きたい時に行きたい場所へ出かけられるように、盲導犬は障がい物を避けたり、段差や角を教えた

り、安全に歩くためのお手伝いをします。

盲導犬（聞こえに困難がある方のお手

伝いをする犬）、介助犬（体の不自由な方

の生活のお手伝いをする犬）とともに、総

称して補助犬といい、特別な訓練を受けて

います。公共施設や交通機関をはじめ、さ

まざまな場所に同伴することができます。

盲導犬は、視覚障がい者が歩行の際に、

前方の路面を触擦して使用する白い杖

- 物の位置を分かりやすく伝える
- 「お手伝いしましょうか？」と声をかける

私たち  
こんなことが  
できるかも…



白杖SOSシグナル  
普及啓発  
シンボルマーク

写真の方のように、白い杖を体の前に高く掲げ、立ち止まる人がいたら、視覚障がい者が助けを求めているポーズです。「白杖SOSシグナル」といつて、このポーズの普及啓発のためのマークもできました。

白杖は、視覚障がい者が歩行の際に、前方の路面を触擦して使用することです。

皆さんもサポートを求める視覚障がいの方を見かけたら、ぜひ声をかけてください。

盲導犬

仕事をしている時、盲導犬はハーネスを付けています。



盲導犬が座っている時は、「待つ」という仕事をしている時です。

補助犬同伴の普及啓発のためのマークです。

障がいがあってもなくても、一人一人皆違います。その人にとって一番分かりやすい伝え方やお手伝いは何だろう――。

優しさと思いやりを持つて寄り添う気持ちで接しましょう。



障害者週間に合わせて  
市民図書館で  
パネル展など開催

毎年12月3日～9日は障害者週間です。市民図書館ではこれに合わせてミニコーナーを設置し、障がいに係る図書の展示を行います。また、エントランスにおいて発達障がい理解促進パネル展を開催します。市民のみさんのお越しをお待ちしています。



日程 11月29日(火)～12月6日(火)  
場所 市民図書館(花川北7-1)  
問合せ 石狩市地域自立支援協議会事務局 ☎72・6137(石狩市相談支援センターぶろっぷ)